

## 令和4年度京都府介護等体験（後期）に係る受入方針及び実施計画

## 1 受入方針

- (1) 介護等体験を行う学生（科目等履修生及び卒業生を含む。以下「学生」という。）は、日本国憲法及び教育基本法に明示されている教育の理念・目的を深く認識し、人権尊重の精神に徹して体験を行うこと。
- (2) 各大学（短期大学を含む。以下「大学」という。）においては、介護等体験を行う学生に対し、適切な事前指導を行うこと。
- (3) 対象者が、小学校又は中学校教諭を目指す意志を有していること及び学生（傷害）保険等に加入していること。
- (4) 受入は、京都府北部の施設、特別支援学校で体験を希望する者を優先する。  
また、介護等体験希望者数が、京都市内・南部地域の受入可能人数を上回る場合は、府北部へ割り当てるとともに、府内の大学に在学する者を優先する。

## 2 実施期間等

介護等体験の実施期間は、後期を令和4年10月1日から令和5年2月28日（社会福祉施設その他の施設については、令和5年3月31日）の間を原則とする。

なお、介護等体験の7日間については、原則として、特別支援学校で連続する2日間、社会福祉施設その他の施設で連続する5日間とする。ただし、特別支援学校については、原則として、冬季の休業期間を除くが、受入枠が不足する時など、特別な場合は認めることがある。

## 3 事務日程(予定)

## &lt; 後期 &gt;

<u>令和4年7月27日(水)</u>	大学からの体験学生申込み締切(後期)
<u>7月29日(金)</u>	社会福祉施設からの受入計画報告締切(後期)
<u>8月29日(月)</u>	大学及び実施施設への割り振り通知
<u>10月3日(月)</u>	介護等体験(後期)開始